

お わ り に

今回のシンポジウムにおけるパネルディスカッションでは、大学等も含む研究開発実施機関における『評価指針』を踏まえた研究開発評価とは、各機関が自ら行う評価であることをまず認識すべきであると提起しました。

ここでは、今年度に検討会メンバーも含めて実施した現地調査から得られた所見や課題を踏まえて論点が絞られました。その上で、検討会メンバーであるパネリストからは、研究開発実施機関における「研究開発マネジメントに活かす評価」の要点としては、さらに次の諸点があることも、討論の中で提起されました。すなわち、評価のガバナンス（評価対象に対してマネジメント・アクションを取ることのできる権限・責任やその範囲及び階層の整理・明示とこれらの権限とリンクした評価の実施）と、評価対象によって評価に多くの制約が付されたり、相互に複雑な関係が生じている現行の制度に対する理解と整理が必要だということです。

これに対していろいろな意見が出されましたが、研究開発の推進や研究開発実施機関の自律的経営には評価活動が不可欠であるという基本的な共通認識を得られたのではないかと思います。そして、各機関における特性や条件といった実情に合わせた評価システムを自ら考えて構築し、評価結果をマネジメントに活用するなど、評価システムを研究開発の推進に役立てていくことが重要であり、また、このことが評価の意義・目的の機関内における共有にもつながるということを明らかにできたのではないかと考えています。

研究開発評価では各機関が自ら考え実施することが大切ですが、現実には、「評価のための評価（換言すれば、自己目的化してしまった評価）」あるいは「良い評価結果を得るための評価（活動）」といった意識が、評価関係者にはまだ強いようです。今後とも、今回のような研究開発評価シンポジウムなどの機会を通じて、研究開発評価に対する評価関係者による意識の変革や理解の向上に寄与していくことができれば幸いと考えるしだいです。